

## 議 事 録

<b>会 議 名</b> 中野小学校区復興対策委員会（53回）			
<b>日時</b>	平成25年12月1日（日）16：00～	<b>場 所</b>	高砂市民センター2階 会議室
<b>出席者</b>	顧問 伊藤市議員  仙台市 高橋・千葉・反畑 大黒・田中 小日向 宮城野区 境・川嶋 教育局 大越・福田・杉山	高橋 大和田 佐藤（武） 鈴木（忠）  みらいん（芳賀）（佐々木） 河北新報（亀山）	増田・鈴木・末永・村尾・村上 川下 欠席 小野寺・鈴木隆夫・鈴木均 片桐（勝）
【敬称略】			
<b>議題</b>	報告事項 協議事項	<b>配布資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議レジメ</li> <li>・ 震災復興室資料</li> <li>・ 教育局</li> </ul>
<b>結論及び決定事項</b>			
1) 村上 委員（司会） 2) 高橋委員長挨拶 <span style="float: right;">高橋</span> ・ 今年、最後の復興委員会になる、一年を振り返ってみると充実した一年でした。 港区の佐藤（武）副委員長も今日から復帰した 高橋復興事業官挨拶 <span style="float: right;">高橋</span> ・ 皆さんからの問い合わせに答えられない事も多々あった 3) 報告事項 <span style="float: right;">伊藤</span> ・ 顧問 伊藤議員 ・ 今年最後の復興委員会ですが皆さんお疲れさまでした 応援しましょう  4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会からの報告</li> <li>・ 港町内会   ・ 特になし</li> <li>・ 高砂1丁目仮設                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月3日の18：00から光のページェント点灯式 <span style="float: right;">佐藤（武）</span></li> </ul> </li> <li>・ 蒲生町内会 <span style="float: right;">鈴木（忠）</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> </li> <li>・ 和田町内会 <span style="float: right;">村上</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中に敬老者（75歳以上）に祝いの品を贈呈した（53名）</li> </ul> </li> <li>・ 西原町内会 <span style="float: right;">大和田</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月1日定例懇談会あり（参加者30名）</li> </ul> </li> <li>・ 6号公園仮設 <span style="float: right;">欠席</span></li> <li>・ 鶴巻公園仮設 <span style="float: right;">欠席</span></li> <li>・ 蒲生駐在 <span style="float: right;">欠席</span></li> <li>・ その他   12月4日（水）10時から14時まで高砂市民センターで「ふるさと蒲生 村上写真展」が開かれる（当日の手伝い・・・増田、鈴木（均）村上）</li> </ul>			

## 議 事 録

結論及び決定事項（続き）

5) 協議事項

1) 教育局より

- ・中野小学校の廃校が決まった（平成27年度末まで）

【資料参照】

- ・中野小の記録をどのように残す、震災メモリアルなど  
住民の皆さんと決めていきたい

2) 移転推進課より

千葉

- ・津波浸水区域における支援拡充・被災宅地復旧助成の期間延長について

【資料参照】

- ・仙台市で買取が済んだ土地のコンクリート基礎などの撤去作業  
来年より始まります
- ・不法投棄対策で一部（買取済の土地）番線、木杭で囲みます

3) 事業調整課より

反畑

- ・変更の説明会が11月22日行った（約40人参加）
- ・個別相談会は本日まで行った

- ・11月29日から12月12日まで縦覧期間

反畑

- ・12月中旬から宅地以外の土地（畑など）の一筆地測量  
を行う

4) まちづくり課より

川嶋

- ・来年の慰霊祭を行う予定で区からの助成金申請書を提出してほしい

6) その他

- ・12月21日（金）午後1時から30分仙台市長（奥山恵美子）と  
懇談の場を設けた（小数で対応する）

千葉

委員長 1名

副委員長 3名

仮設自治会長 3名

総務担当 1名

会計担当 1名

伊藤市議 1名 合計10名で対応する

- ・第3日曜日は復興委員会を行わない

以上

次回：2014/1/19（日）午後4：00  
高砂市民センター2階会議室

## 中野小学校の今後のあり方について

中野小学校の今後のあり方については、「平成28年4月頃に統合する（学校を閉校とする）」という案を昨年度地域・保護者の皆様にお示しし、話し合いを行ってまいりました。

こうした中、10月11日に開催された中野小学校臨時保護者会において、「平成27年度末（平成28年3月末）に閉校することを受け入れる」という決定がなされたことを踏まえ、中野小学校のあり方等につきまして、下記のようにいたします。

### 記

#### 1 学校のあり方について

中野小学校については、現在の中野栄小学校への併設を継続した後、平成27年度末（平成28年3月末）に閉校することとします。

※ 本市におけるこれまでの学校統廃合の事例では、学校の閉校にあたっては、近隣校と統合するのが一般的ですが、中野小学校の閉校にあたっては、児童の移転先が多数の学区に分かれることなども考慮し、特定の統合先は設定しないこととします。

中野小学校の記録をどのように残していくか等については、今後保護者や地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

※ 児童の通学先については、原則として住民票のある学区の小学校となりますが、保護者からのご意見も踏まえ、住民票のある学区以外の小学校への通学も選択できるよう対応いたします。

#### 2 閉校への準備の進め方について

閉校にあたっては整理が必要な様々な事項があることから、地域や保護者の代表者、中野小学校及び仙台市教育局で構成する「（仮称）中野小学校閉校準備委員会」を設置したいと考えております。

（想定される検討事項）

- ・ 閉校記念事業の実施
- ・ 中野小学校の記録の残し方
- ・ 各種団体の組織・行事等の取扱い

※ その他の事項についても、今後保護者や地域の皆様からご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

#### 3 今後のスケジュール

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 平成25年12月4日 | 中野小学校保護者への説明                |
| 12月中旬      | 教育委員会で閉校の方針を決定              |
| 平成26年3月中旬  | 仙台市学校条例の改正（平成27年度末に閉校とすること） |
| 4月頃        | （仮称）中野小学校閉校準備委員会設置          |

平成25年12月1日

復興事業局

## 津波浸水区域における支援拡充・被災宅地復旧助成の期間延長について

本市の津波浸水区域においては、これまで、防災性の向上や早期の住宅再建に資する支援を行ってきたが、車・農機具・家財などの動産の流出や、ローンを組めずに資金を工面しての建替えなど、経済的な負担が大きいことなどを考慮し、これまでの建替えに対する利子相当額補助に加え、建替えへの直接補助及び修繕に対する補助を行う。

また、被災宅地復旧助成制度については、これまでの申請状況等を踏まえ、助成金制度の申請期限を、平成26年3月末から1年間延長する。

### 1 津波浸水区域における支援の拡充措置

#### (1) 建替えに対する支援

**対象区域:**津波浸水区域(別図「災害危険区域」、「区域A」及び「区域B」)

**対象者:**「大規模半壊」以上の被災住宅を建替える者(集団移転等の既存制度と同様に、土地建物の所有者だけでなく、その親族も対象)

**補助対象経費:**住宅の建設・購入経費

※ なお、「区域A」及び「区域B」からの移転の場合は、既存制度と同様に、原則として市内の市街化区域の場合に限る。

**補助上限額:**直接補助 100万円(ただし、既存制度による利子相当額補助を受ける場合は、50万円)

※ なお、防災集団移転促進事業等により、上限額を超える建物移転料等を受けた場合は、補助の対象外とする。

#### (2) 住宅修繕に対する支援

**対象区域:**災害危険区域を除く津波浸水区域(別図「区域A」及び「区域B」)

**対象者:**「大規模半壊」以上の被災住宅を修繕する者((1)と同様に、土地建物の所有者だけでなく、その親族も対象)

**補助対象経費:** ①住宅の修繕を行うための資金を金融機関等から借り入れる場合の利子相当額  
②住宅の修繕経費(100万円を超える修繕経費の部分に限る。)

**補助上限額:** ①修繕資金借入利子相当額補助 100万円

②修繕経費に対する直接補助 50万円(ただし、①の補助を受ける場合は、25万円)

### (3)事業期間

平成26年2月(予定)から平成30年3月31日まで

※ ただし、「区域A」からの移転再建への支援は、当該地区からの移転再建に係る借入利子相当額補助(既存制度)の期間にあわせ、平成34年3月31日までとする。

※ なお、本制度創設前に住宅を再建した場合についても遡及して適用する。

### (4)既存の支援制度との関係について

今回拡充する支援制度と、既存の支援制度との関係は次のとおり。(網掛け部分は今回拡充する支援)。

			別図「区域B」	別図「区域A」	別図「災害危険区域」
現地再建	建替	利子相当額補助	住宅建設: 上限250万円	住宅建設: 上限250万円 (盛土・嵩上げ補助との併用可能)	/
		住宅建設・購入経費への直接補助	上限100万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限50万円)		
	修繕	利子相当額補助	上限100万円		
		修繕への直接補助	対象: 100万円を超える修繕経費の部分 上限 50万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限25万円)		
	盛土・基礎の嵩上げ		/		
移転再建	利子相当額補助	住宅建設: 上限250万円 住宅用地: 上限150万円 引越し: 上限 20万円	住宅建設: 上限444万円 住宅用地: 上限264万円 引越し等: 上限 78万円	住宅建設: 上限444万円 住宅用地: 上限264万円 引越し等: 上限 78万円	
	住宅建設・購入経費への直接補助	上限100万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限50万円)			

### (5)今回拡充する支援制度の対象世帯と総事業費

対象世帯: 約4, 300世帯

総事業費: 約18億円(平成25年度分として約2億円を第4回定例会補正予算計上)

## 2 被災宅地復旧助成期間の延長

公共事業実施区域外においては、被災宅地復旧工事助成により早期の復旧を支援してきたが、現在でも一定程度の申請が継続していることなどを踏まえ、被災宅地復旧工事助成金の申請受付期限を、平成26年3月末から1年間延長することとし、今後更なる制度の周知や復旧の働きかけを進める。

# 独自支援制度拡充区域図

※ゴシック体 (アング-ライン) 部分が拡充支援

## 「区域B」

### ■現地再建支援

- ・住宅建設の利子補助+直接補助  
上限250万円+上限50万円
- ・住宅建設の直接補助  
上限100万円
- ・修繕の利子補助+直接補助  
上限100万円+上限25万円
- ・修繕の直接補助  
上限 50万円
- ※修繕の直接補助は 100 万円を超える修繕経費の部分に限る

### ■移転再建支援

- ・住宅建設の利子補助+直接補助  
上限250万円+上限50万円
- ・住宅建設の直接補助  
上限100万円
- ・住宅用地の利子補助  
上限150万円
- ・引越し費用補助  
上限 20万円

## 「災害危険区域」

【防災集団移転促進事業等】

### ■移転再建支援

- ・跡地の買取
- ・建物移転料
- ・移転先地借地料免除
- ・住宅建設の利子補助+直接補助  
上限444万円+上限50万円
- ・住宅建設の直接補助  
上限100万円
- ・住宅用地の利子補助  
上限264万円
- ・引越し・解体補助  
上限 78万円

## 「区域A」

### ■現地再建支援

- ・盛土・かさ上げ補助  
上限460万円
- ・住宅建設の利子補助+直接補助  
上限250万円+上限50万円
- ・住宅建設の直接補助  
上限100万円
- ・修繕の利子補助+直接補助  
上限100万円+上限25万円
- ・修繕の直接補助  
上限 50万円
- ※修繕の直接補助は 100 万円を超える修繕経費の部分に限る

### ■移転再建支援

- ・住宅建設の利子補助+直接補助  
上限444万円+上限50万円
- ・住宅建設の直接補助  
上限100万円
- ・住宅用地の利子補助  
上限264万円
- ・引越し・解体補助  
上限 78万円

### 凡例

- 区域A
- 区域B
- 災害危険区域

